愛護動物の

殺傷・虐待・遺棄

は犯罪です



ペットは家族の一員

- 〇愛護動物を殺傷した場合:5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 〇愛護動物を虐待・遺棄した場合:1年以下の懲役または100万円以下 の罰金

<ペットの飼い方に関する相談>



兵庫県動物愛護センター TEL: 06-6432-4599

三木支所 TEL: 0794-84-3050

龍野支所 TEL: 0791-63-5146

但馬支所 TEL: 079-666-8071

淡路支所 TEL: 0799-62-5811

<ペットの殺傷等事件性が疑われる事例の相談>

兵庫県警察本部 アニマルポリス・ホットライン

TEL: 078-371-8974

最寄りの警察署